アメリカの通商政策とTPP

――日本にとって、それは何を意味するか――

報告者：萩原伸次郎（横浜国立大学）

はじめに

　TPPとは、いうまでもなく、2006年5月に、ブルネイ、チリ、ニュージーランド，シンガポールの4カ国が結んだ、環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific　Strategic Economic Partnership Agreement)のことである。すべての品目にわたって関税をゼロにするというきわめて自由貿易度の高い協定だが、この協定に参加すべく、現在、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの5カ国が交渉を進めている。この11月にAPECハワイ開催が米国の主催のもとに行われるが、それまでにこれら諸国は、環太平洋戦略的経済連携協定を改定した、新たなTPP協定を結ぶべく協議中である。

　周知のように日本は、昨年の2010年10月1日、菅首相（当時）が所信表明演説を行い、「TPP参加に向けて協議する。参加については、2011年6月に結論をだす」としたが、3月11日に発生した大地震による東日本大震災によって結論は延期さざるを得ない状況となった。

　本報告においては、アメリカの通商政策とTPPについて論じたい。米国は、なぜTPP参加を急ぐのか、米国経済のおかれた現状を把握する中で、米国が、4カ国の結んだ環太平洋戦略的経済連携協定（略称：P4協定）を協議の中で新たにどのように変更し、9カ国で結ばれるTPPを実現しようとしているのか、そしてまた、日本がTPPに参加すれことは、いったい何を意味するのかについて考えよう。

Ⅰ　オバマ政権の経済政策

　１　グローバル不均衡問題

　オバマ政権は、ブッシュ政権下で展開した「持続不可能な拡大」が、2008年から2009年にかけての世界経済危機の要因であるという見解を示した。つまり、株式や住宅価格の急上昇によって米国の個人消費そして住宅投資が異常に拡大し、本来景気循環の基軸となるべき、企業の固定投資と輸出が振るわなかったからだという。したがって、オバマ政権の課題は、より持続可能な成長へと米国経済を回復させることだという。曰く。「課題の焦点を、最近のブームと破裂の循環から、より持続可能な成長に向けた、米国の回復へと移さなければならない。とりわけ、01年から05年にかけて、成長を牽引した2つの圧倒的な駆動要因は、上昇する消費支出と住宅不動産投資だった。それぞれが持続不可能だった。消費支出は、所得より急速に成長し、個人貯蓄率はゼロに近いところまで危機的に落ち込んだ。住宅バブルの破裂は、数多くの空き家を残したし、住宅価格は低下し、住宅セクターの投資は、なお回復困難な状況であがいている」[[1]](#footnote-1)。

　オバマ政権は、世界経済がグローバル不均衡に陥っているという見解をとっている。いうまでもなく、この不均衡は、ブッシュ政権下の「持続不可能な拡大」と関連する。なぜなら、この不均衡は、米国が消費を異常に拡大し、一方的に膨大な経常収支の赤字を作り続け、他方、米国以外の国々が、米国に異常に販売し続け、一方的に経常収支の黒字を出し続けた結果だからだ。これがなぜ問題であり、是正しなければならないのかといえば、経常収支黒字国に貯蓄が膨大に形成され、投資先の限られた過剰貯蓄の資金が、経常収支赤字国の過小貯蓄国へと流れ込み、世界的な信用ブームの起爆剤となり、今度の場合、米国における住宅市場のバブル形成の要因となったからだ。

　ブッシュ政権の経済政策担当者たちは、経常収支黒字国に形成された膨大な過剰貯蓄が、今回の世界経済危機の要因を形成したとし、米国自らの責任を回避したが、オバマ政権は、自らの責任を率直に認めた。「昨年の1月（2009年1月：引用者）、何年にもわたる無責任で危険極まりない負債に踊らされた投機が、――健全な監視下に置かれることもなく　――わが金融システムをほぼ崩壊に導いた。毎月平均70万人の職が奪われた。1年たってみると13兆ドルのアメリカ人家計の富が、株、年金、そして住宅価格の急降下によって消え去った。わが国内総生産（GDP）は、この4半世紀の中で、最速で落ち込んだ。信用の流れ、大小を問わず活力ある企業活動は、地に落ちた。エコノミストたちの間でささやかれた恐怖は、政治的な領域を通して出てきたもので、われわれが第2の大恐慌に沈みうるというものだった」[[2]](#footnote-2)。この指摘にあるように、住宅バブルを引き起こし、世界経済を奈落のそこに突き落とした責任は、もちろん、米国側にある。今回の危機の要因となった住宅モーゲージ担保証券の売買の仕組みは、米国が作り出したものにほかならないからだ。

　しかし、こうしたグローバル不均衡は、決して今にはじまったことではないにもかかわらず、21世紀になって、なぜ、危機の温床と化してしまったのだろうか。それはいうまでもなく、2001年から2006年にかけて米国経済に引き起こされた一大ブームが、投機に踊らされた金融資産の価格上昇による個人消費と住宅投資の異常な活発化を誘発してしまったからだった。1996年から2006年にかけて、米国の消費は、世界経済にとてつもない影響を与えた。この時期の世界経済の22％から23%が米国消費の伸びから生じたのであって、このレベルの高さは、決して持続可能なものではなかった。米国の消費は、米国GDPの70％のレベルに到達し、個人貯蓄はきわめて低いレベルに落ち込んだ[[3]](#footnote-3)。

　米国経常収支の赤字幅を減少させ、グローバル不均衡を是正するにはどうしたらよいのだろうか。それには、米国が過剰消費をすることによって、諸外国から膨大な輸入をしてきたのを改め、今度は、諸外国が積極的に消費し、そこの米国が乗ること、つまり、輸出を活発にする以外に方法はない。しかし、それはいかにして可能となるのだろうか。

　2　オバマ政権の輸出拡大戦略

　歴史的に米国は、カナダ、日本、ヨーロッパEU諸国との貿易関係が強かった。しかし、米国の総輸出のうち、これら諸国が占める比率は、ここ数十年において低下し続けている。米国の商品輸出総額のうち、欧州連合（EU）27カ国の占める比率は、これらの国々がますます豊かになってきたにもかかわらず、1948年の31％から09年の21％に下落した。カナダとは、現在でも依然として20％台を記録しているが、日本は、1990年ごろに米国の財輸出の10％を超えていたのだが、2008年では5％台という状況だ。もちろん、こうした欧州連合、カナダ、日本という国が過去と比較し、米国から輸入しなくなったというわけではない。そうではなく、既存の米国との貿易パートナーに代わり、新しい貿易パートナーが出現したということなのだ。これら諸国が、世界経済への存在感を日ごと強める新興工業諸国なのである。

　中国は、2000年にWTO加盟後、米国の輸出市場としてめきめき頭角を現してきた。加盟前は、米国財輸出の2％程度だったが、2009年には、ヨーロッパ、カナダ、メキシコに次いで4番目に大きい貿易パートナーとなり、その比率も8％まで上昇した。

メキシコは、北米自由貿易協定（NAFTA）成立後、米国の輸出財市場として重要性を増大させ、常に米国からの財輸出の12％を占めるにいたっている。オバマ大統領は、2010年1月の一般教書演説において、2009年から2014年までの5年間に1兆5700億ドルから、3兆1400億ドルへの米国の財・サービスの輸出を倍増する目標を設定した。この目標を実現するには、市場の拡大する地域への売込みが成功しなければならない。

　2009年から2014年にかけてどの地域が米国にとって最も大きな販売先になると予想されるだろうか。従来の貿易パートナーが依然として、数量的には重要な位置を占めることは十分予想される。たとえば、EUとは、2014年でもほぼ20％近く米国からの輸出比率を維持するだろうし、この5年間の米国の輸出の伸びのほぼ10％程度は、この地域が占めることになるだろう。

　しかし、この5年間で米国経済政策担当者たちが、最も期待している地域は、新興工業諸国である。5年間の米国輸出成長の70％以上が、メキシコ、中国、そして、そのほかの新興工業諸国や発展途上国によって実現されることになるだろうと予測されている[[4]](#footnote-4)。

　3　オバマ政権の通商政策

　　現在オバマ政権は、関税率の削減と非関税障壁の撤廃によって、自国の輸出を増加させようとする政策を展開しようとしている。

　その第1が、2国間自由貿易協定（FTA）の促進である。米国は、コロンビア、とパナマ、そしてアジアではとりわけ韓国との自由貿易協定を実現させたいと交渉を進めている。

　韓国とは、ぜひともFTAを成立させたいのであり、2010年12月、オバマ政権は、韓米自由貿易協定について懸案事項の解決に成功したと宣言したが、この協定は、米国がこの20年あまりの間に交渉し、署名した自由貿易協定の中で最も経済的意義があると評価している。米国国際貿易委員会の推計に寄れば、米国の韓国への財の輸出額は、農産物、自動車を含めると110億ドル増加するという予測をしている。サービス輸出もかなり拡大すると見るが、韓国の平均関税率は、12.2％である。この関税率が事実上ゼロとなるのだから、米国輸出業者への恩恵はきわめて大きいこととなるだろう。韓国は、2011年6月までにEUとのFTAを結ぶことになるから、韓国市場をめぐって激しい競争が展開されることになるだろう。

　第2は、主要な新興工業諸国の市場をどのように開けるかである。中国、インド、ブラジルなど新興工業諸国の関税ならびに非関税障壁は、押しなべて高いのだ。もちろん、これら諸国は、20年前と比較すれば輸入関税率はずいぶん下がってはいる。こうした諸国へいかに売り込むかが重要な政策課題となる。これにはやはり、WTOの下で展開されているドーハ開発アジェンダを成功裏に進めなければならない。

　ドーハ開発アジェンダは、2008年7月、中国・インドと米国の間での農産物交渉の決裂によって現在まで進展は見られないが、オバマ政権にとって、この多国間交渉は米国輸出倍増計画の実現にとって重要なものである。

　ところで、米国の輸出は、2007－9年世界経済危機の後、上昇しつつあるのだが、その傾向には、地域的に格差があることに注目しなければならない。新興工業諸国への輸出増というのは、記述のとおりだが、その中でも、環太平洋地域（東アジアとオセアニア）への輸出増加が著しい。世界経済危機後の回復過程である2010年の最初の３四半期において、米国の財輸出は、全体で22％の増加であったが、環太平洋は、32％の増加を示したのだった。ラテン・アメリカは、29％、カナダ、メキシコは、26％、ヨーロッパへは9％の増加にしか過ぎなかったのである[[5]](#footnote-5)。

　したがって、今年の大統領経済諮問委員会報告は、次のように述べた。「コロンビア及びパナマと同様、韓国との自由貿易協定の完成、ドーハランドの妥結成功のほかに、オバマ政権は、環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Partnership）を通して、アジア諸国に対して貿易障壁を削減し、米国の輸出企業へ市場開放するよう説得することをいっそう重視している」と[[6]](#footnote-6)。

Ⅱ　「環太平洋戦略的経済連携協定」（P4協定）と米国の目指す「環太平洋パートナーシップ」（Trans-Pacific Partnership）

1. ブッシュ政権がTPP参加を表明したのはなぜか

　いうまでもなく、環太平洋戦略的経済連携協定（P4協定）は、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの４国間で調印された地域的自由貿易協定である。もともと、この協定は、APECの内部における英米系の加盟国が、アジア金融危機後、東アジアを軸として結束を固めようと展開された、いわゆる「ASEAN+3」（ASEAN+中国、日本、韓国）への対抗の動きが、その底流にあったといっていいだろう。まず。ニュージーランドとシンガポールが2001年に「シンガポール・ニュージーランド経済緊密化協定」（Singapore New Zealand Closer Economic Partnership Agreement）を成立させた。TPPは、この自由貿易協定を基軸としているが、そこにチリが加わり、さらにブルネイが参加することで、０６年１月１日、P4協定として発足することとなった。

　米国は、クリントン政権期から、この地域での自由貿易協定に積極的だったが、P4協定の成立を受けて、ブッシュ政権は、2008年２月、TPP交渉に参加を表明、とりわけ、交渉作業部会のサービス（金融）と投資についての議論に参加すると発表した[[7]](#footnote-7)。ブッシュ政権がTPP参加を打ち出した背景には何があったのだろうか。

　まず、2008年7月29日に決裂したドーハラウンドの顛末を見なければならないだろう。いうまでもなく、WTOは1995年に発足したが、具体的な貿易自由化交渉はなかなか進まなかった。紆余曲折を経てようやく2001年11月新ラウンドが、カタールのドーハで開かれた閣僚会議において開始されことに決定した。途上国の立場を配慮してか、その正式名称は、「ドーハ開発アジェンダ」となった。ブッシュ政権が、このラウンドに掛ける意気込みは相当なものだった。2002年2月に発表された大統領経済報告では、次のように述べられていた。「もし、新貿易ラウンドが農産物および工業製品とサービス貿易に関する世界の障壁を3分の1削減するなら、米国の利益は1770億ドル、換言すると平均的なアメリカ人の4人世帯に対して約2500ドルにもなりうるのである」[[8]](#footnote-8)。ブッシュ政権は、これを実現するため、次の3つの国際経済政策イニシャティブをとると述べた。第1が大統領の貿易促進権限の議会からの獲得だ。米国では、言うまでもなく貿易に関して議会が権限を握っている。したがって、大統領がこの権限を得て外国との通商交渉に臨めば、貿易自由化協定設立を効率的に実現できるというわけだ。第2が、ミレニアム・チャレンジ・アカウントという開発援助政策だったが、これは、一言で言えば、新自由主義的「ワシントン・コンセンサス」に従う国には開発援助を差し伸べ、そうでない国へは、行わないという開発戦略だった。これは、ドーハ開発アジェンダに米国本位の政策を持ち込もうとする考えからだったといえよう。第3が、世界銀行と多国間開発銀行の改革だった。2002年8月には、連邦議会は、2002年通商法によって、ブッシュ大統領に貿易促進権限を与えた。ブッシュ大統領は、途上国の開発を強調しながら、米国企業・金融機関の利益を重視する路線を敷いていったとすることが出来よう。

　ドーハ開発アジェンダでは、交渉分野が、農業、非農産品、サービス、ルール、紛争解決、開発、貿易と環境の7つだったが、農産物などが交渉の焦点となり、利害が激突した。結局、米国と中国、インドが対立した。零細農家の生計を守るという立場から特別セーフガード措置を譲らなかった、中国、インドに米国が反対し、農業交渉が決裂してしまったからだ。一括受諾方式をとるドーハ開発アジェンダでは、農業交渉がネックとなって交渉全体が中断したということになる。

　このドーハ開発アジェンダでは、農産物の貿易自由化問題が当然目に付くのだが、米国が、金融サービス業の自由化を交渉の射程に入れていたことを忘れてはならない。米国証券業界が、WTOドーハ開発アジェンダ交渉に向けて目標と課題を設定し、資本市場の自由化を実現していくのだといっていたからだ。米国の金融サービス企業は、海外市場におけるプレゼンスを高めている。それはいうまでもなく、米国外において株式・債券市場の成長が著しいからだ。ある予測によれば、中国、ブラジル、インドの証券市場は、2050年までには、世界最大の市場に数えられることになるだろうという。したがって、金融サービス面での貿易自由化、限定的には、資本市場にかかわるサービス面での貿易自由化は、米国金融機関にとって重要な課題となっている。

ブッシュ政権がTPP参加を表明した第2の背景に、アメリカ自由貿易地域（FTAA；　Free Trade Area of the Americas）形成の失敗をあげなければならない。1994年、北米自由貿易協定が発効した。カナダ、米国、メキシコの3国間に貿易と投資の自由化を基軸とする地域的自由貿易協定が成立した。米国には、当初この協定を南米にまで広げる計画があり、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイのメルコスール4カ国は、ボリビアとチリを準加盟国として認め、キューバを除く西半球に、2005年までにアメリカ自由貿易地域を形成することに同意していた。しかし、南米諸国は、04年の南米首脳会議で「南米共同体」の創立を宣言し、05年の米州首脳会議において、メルコスール4カ国は、FTAAの交渉再開を拒否し、FTAA構想は頓挫する。06年には、ベネズエラが正式に「南米共同体」に加盟し、同年の南米共同体首脳会議では、共同体の方向について、経済分野での共同・統合に留まらず「紛争を平和的に解決する平和地域の維持」を挙げるまでになった。米国主導ではなく、南米地域を重視した戦略への進んでいるといえるのだが、それはなぜか。

それは、南米諸国の国民が米国に従って自由化を進めていくと、一部の階級に富が集中し、多くの国民の生活は豊かにならないということに気がつき始めたからである。北米自由貿易協定による米墨経済関係を概観しよう。NAFTA形成後、たしかに米墨間の貿易・投資は飛躍的に増加した。NAFTA発効後、10年間で、米国のメキシコへの輸出は、511億ドルから1072億ドルへと増大し、メキシコは米国への輸出を234％も増加させ、1361億ドルにも達した。メキシコは、米国を主とする外国からも多額の投資を受け入れ、94年から年にかけて平均すると年間1170億ドルにも上るが、それはNAFTA成立前の3倍もの大きさである。ここで注意しなければならないのは、その内実である。事の真相は、およそ次のようなことだった。たしかにメキシコから米国への農産物輸出は急増した。モルト、コーヒー、トマト、蓄牛、ピーマン、胡瓜、葡萄、カリフラワー、ブロッコリーの米国への輸入の半分以上がメキシコ産だった。たとえば、フロリダでは、メキシコからの安いトマトの輸入で3分の2のトマト栽培農家が破産した。ピーマンにおいても然りである。だが、このメキシコからの農産物は、その多くがメキシコ栽培農家によるものではなかった。つまり、国境を越えて進出した米アグリビジネス、農業多国籍企業が、メキシコの農場を買い取り、メキシコの低賃金労働を使って栽培したものが大きな役割を果たしたのだった。しかも、こうした農場で働く多くのメキシコ人は、米国からの安いとうもろこしなど、米アグリビジネスとの契約による大規模農場の大量生産によって生産された農産物の大量輸入によって、破産に追い込まれた農民たちだった。NAFTA成立によって貿易の自由化が進行し、これを好機とみた、米アグリビジネスが持ち込んだ大量の安価な農産物がメキシコの多くの農民を破産に追い込み、彼らは、都市に流れ込んだり、米国への不法移民となったり低賃金労働の供給源となったのだが、農村に残った多くの破産に追い込まれた農民たちは、米アグリビジネスの下で働かざるを得なかったのだ。

したがって、NAFTA成立によって引き起こされた事態とは、米国が一方的に利益を得たとか、メキシコが一方的に損失をこうむったということではなく、締結国の多くの中小農民が農業をあきらめ土地を手放し、一握りの巨大アグリビジネスが巨万の富を蓄積するという構図だったといえよう[[9]](#footnote-9)。

もちろん、こうした北米自由貿易協定の実態が明らかになったとしても、南米のすべての国が米国との自由貿易協定を拒んだわけではない。チリは、いうまでもなく、P4協定の当事国だが、2004年1月には、米国と自由貿易協定を結んだ。貿易と投資の自由化に加えて、この協定は、環境、労働、知的財産権についても規定を含む一歩進んだものだが、米国からの投資は、2008年には121億ドルにのぼったという。米国へのチリからの輸出は増加し、銅、魚・海産物、木製品、宝石とりわけ金の輸出が行われたが、これらは、チリの企業あるいは外国投資家によって、先住民の土地から採取されたり、加工されたりしたものだという[[10]](#footnote-10)。この自由貿易協定によって、先住民族の土地の取り上げが実行され、反対者が投獄されたり殺害されたり、深刻な人権問題が引き起こされている[[11]](#footnote-11)。

ペルーは、米国との自由貿易協定を積極的に進めた国の一つだが、貿易促進協定として、2009年2月1日より施行された。アラン・ガルシア政権が、小規模農家、先住民族など多くの反対があったにもかかわらず、チリと同様に、貿易・投資の自由化と同時に労働、環境、知的財産権についての規定もなされている。ペルーへ輸出される米国の農産物の3分の2は、即時に関税撤廃、ほとんどの米国農産物に対する関税を15年間で段階的に廃止し、17年間で全関税を撤廃するというものだ。アラン・ガルシア政権は、この協定を実施するに当たってペルー議会は、すでに「2007年に、貿易円滑化、国の近代化、貿易問題や行政訴訟についての改善された司法の管理、民間投資の促進、環境管理に関する組織強化、農産物生産の競争力向上等に関しての立法権を行政機関に認めることにした[[12]](#footnote-12)」という。貿易促進協定実施に当たっての先住民族や農村に対する制度的「改革」は、さまざまなものだが、押しなべて土地・領土および天然資源の収用を容易にし、自然保護領域の森林利権、鉱山、石油採掘などを容易にする政令の発令となった。これら政令の背後にあるものは、「アマゾン森林地域における新たな大規模な民間私有地拡大化“neolatifundizacion” (新たな土地集中化)を推奨する意図」であり、「先住民コミュニティーを崩壊させ、彼らの領地をバイオ燃料生産の大投資家に渡すこと[[13]](#footnote-13)」だったといえるだろう。

ブッシュ政権がTPP参加をうちだした第3の要因は、アジアの経済成長と東アジアにおける経済統合の動きだろう。かつて、東アジアは、個別に米国との経済関係が深く、地域で共同体を形成しようとする動きはなかった。いわば、米国の内需に便乗し、米国に輸出することで、「アジア経済の奇跡」が引き起こされたと言い換えても良い。しかし、その転機は、アジア通貨危機にあった。1997年タイのバーツの暴落にはじまるアジア通貨危機は、瞬く間に、フィリピン・ペソ、マレーシア・リンギ、そして、インドネシア・ルピアの価値暴落につながった。米国のクリントン政権は、そうした事態になんら援助の手を差し伸べようとはしなかった。代わって、日本が「アジア通貨基金」構想を提起し、通貨危機からの脱出に手を貸そうとしたが、米国の反対で潰されてしまったことは記憶に新しい。

この構想は、しかし、2000年5月、タイのチェンマイで会談したASEAN+3(中国、日本、韓国)の蔵相会談で、「チェンマイ・イニシャティブ」として実現していく。これは、ASEANスワップ協定というものを強化して、各国通貨が投機の対象となり、危機に陥ったとき、お互い通貨を交換し合って協力することを約束したものだ。

アジアはいうまでもなく、経済成長著しい地域である。アジア通貨危機後も中国、インドなどが、BRICS諸国の中軸となり、アジア地域内の相互の貿易も対米貿易を超えるまでに成長著しい[[14]](#footnote-14)。しかも、中国人民元の地位向上や、アジア共通通貨（ACU）構想などがでてくると、米国は安穏としていることはできない。こうして、ブッシュ政権は、将来的には、APECを軸にアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP; Free trade Area of Asia pacific）の創設を目指すべく、TPP参加交渉を宣言したのである。要するにアメリカ自由貿易地域（FTAA）構想を南米諸国に拒否された米国が、今度はそれを経済成長著しいアジアで作り上げようというわけである[[15]](#footnote-15)。

1. オバマ大統領の当初の考え方

　オバマ政権は、最初からブッシュ政権によって敷かれたTPP参加路線に乗っていったわけではない。09年3月にTPP参加交渉がシンガポールで予定されてはいたが、オバマ政権は、その交渉を無期限に延期するよう要請したからだ。いうまでもなく、議会の指導的民主党議員は、ブッシュ政権のTPP路線には反対だったからだ。もちろん、賛成派は、オバマ大統領に積極的に働きかけを行った。オバマ大統領は、米通商代表にロナルド・カークを任命し、09年11月13日、東京において、米国がTPPに参加することを発表した[[16]](#footnote-16)。

　2008年の大統領選に臨んだ、オバマ大統領候補は、新自由主義的経済政策との決別を謳っていた。貿易政策では、NAFTAの再交渉を主張していたし、投資家の特権は、制限されるべきであり、労働者の権利や環境保護こそ、通商交渉での重要な課題であるといっていた。NAFTAについては、メキシコに雇用機会を流出させ米国の地域社会に悪影響を与えたのみならず、メキシコの農業システムをよりいっそう非効率的なものへ破壊したと批判し、経済的観点からすれば、非効率的な生産者が効率的な生産者に取って代わったことに過ぎないかもしれないが、実際上は、数百万のメキシコ人が職を失い、彼らの多くが米国を目指し、移民問題を引き起こしていると把握していたのだ[[17]](#footnote-17)。

　オバマ大統領のTPP参加表明は、クリントン大統領のNAFTAに対する態度とどこか似ているといえば似ている。1993年、NAFTAの米国議会での可決成立は、クリントン大統領が、民主党議員たちが、反対しているのを共和党議員の支持によってゴリ押しして成立させたものだったからだ。オバマ大統領がゴーサインを出したTPPへの米国の関与は、事実上、ブッシュ政権の目指した貿易協定と変わるところがないからである。ブッシュの目指したTPPとは、NAFTAや米国とのFTAに含まれる外国人投資家条項を含むものだからである。この条項の基本精神は、外国投資家や企業へFTAにより特別の権能を与えることであり、米国企業が外国で営業を行う場合、外国の政策や裁判に服するのではなく、FTAに基づく特権的な外国人投資家として活動することができるというものなのだ。さらに、NAFTAやブッシュ政権によるFTAは、食料と製品の輸入検査を簡素化し、国内の安全基準を満たさない輸入食料も受け入れることを締約国に要求しているのだ。サービス部門においても、ブッシュ政権によるFTAは、保健やエネルギーその他の重要なサービスの規制に関しては緩和を求め、銀行、保険など金融サービスの規制緩和を要求した。また、農業条項において、FTAやNAFTAでは、多国籍企業の相互間の競争で農産物価格の減少が起こり、途上国では、貿易取引される農産物のダンピングが農業者の生活を破壊している。つまり、貿易相手国の農民の利益が損なわれる一方、多国籍穀物貿易メジャーや多国籍食品製造企業が膨大な利益を享受しているのだ[[18]](#footnote-18)。

　いずれにしても、TPPへの参加を表明した米国オバマ政権は、新しい貿易協定を目指して現在交渉中である。どのような、協定になるのかを論じる前に、現在4カ国で結んでいるP4協定とはどのようなものなのかについてその概要を見ておくことにしよう。

1. P4協定とは、どのようなものなのか[[19]](#footnote-19)

　この協定は、「第1章　設立条項」（Initial Provisions）から「第20章　最終条項』（Final Provisions）まで、20章から成り立っている。前文に続き、「第1章　設立条項」、「第2章　一般的定義」（General Definitions）だが、「第3章　物品貿易」（Trade in Goods）、「第4章　原産地規則」（Rules of Origin）、「第5章　税関手続き」（Customs Procedures）、「第6章　貿易救済」（Trade Remedies）、「第7章　衛生植物検疫措置」（Sanitary and Phytosanitary Measures）、「第8章　貿易の技術的障壁」（Technical Barriers to Trade）、「第9章　競争政策」（Competition Policy）、「第10章　知的財産」（Intellectual Property）、「第11章　政府調達」（Government Procurement）、「第12章　サービス貿易」（Trade in Services）、「第13章　一時的入国」（Temporary Entry）、「第14章　透明性」（Transparency）、「第15章　紛争解決」（Dispute Settlement）、「第16章　戦略的提携」（Strategic Partnership）、「第17章　行政および制度的条項」（Administrative and Institutional Provisions）、「第18章　一般的条項」（General Provisions）、「第19章　一般的例外」（General Exceptions）、「第20章　最終条項」（Final Provisions）となる。

　ここでは、いくつかの条項について、その中身を検討することとする。まず物品貿易に関してだが、これは、第3条第4項において、他に規定がある場合を除き、すべて発効と同時に締約国の原産品に対するすべての関税を撤廃するとある[[20]](#footnote-20)。関税撤廃の終了時期は、シンガポールは発効と同時、ブルネイが2015年、チリが2017年、ニュージーランドが2015年となっているが、発効のときから関税撤廃率はきわめて高い協定になっている。締約国の産品に対しては、自国の産品と同様に扱わなければならない、内国民待遇が付与される。非関税障壁、輸出税をかけてはならない。また、農産物輸出補助金を撤廃しなければならないなど、きわめて自由度の高い貿易協定といえるだろう[[21]](#footnote-21)。

　このP4協定では、物品貿易のみならず、サービス貿易も当然ながら、自由化の対象だ。世界貿易機関（WTO）の「サービス貿易に関する一般協定」（GATS）に準拠する

ということだから、WTOのサービスについての規定を見ると、政府機能によって供給されるものを除くあらゆるセクターのあらゆるサービスを含むとあり、具体的には、次の11分野ということになる。①業務サービス、②通信、③建設・エンジニアリング、④流通、⑤教育、⑥環境、⑦金融、⑧保険、⑨観光・旅行、⑩娯楽・文化・スポーツ、⑪運輸である。これらは、もちろんサービスだから、有形財ではなく、無形財である。したがって、サービスを提供する人、そして事業体が国境をこえて移動しなければ基本的には、サービスの供給と消費はできない。もちろん、データや情報の伝送のようなサービスは国境を越えて供給されていく。P4協定第12章では、第12条・第1項定義において、サービス貿易あるいはサービスの供給の意味を（a）(b) (c) (d)の4つに場合わけして示している。(a)越境モード、(b)海外消費モード、(c)供給越境立地モード、(c)供給者越境モードの4つである[[22]](#footnote-22)。これを見てもわかるように、サービス貿易の自由化は、人と事業体の国境を越えた自由化が不可欠となる。したがって、市場アクセスに関して、P4協定は、第12条・6項において、5つの禁止条項を決めている。(a)サービス供給者の数の制限、(b)サービス取引の総額や資産の制限、(c)サービス事業の総数・あるいはサービス生産の総量の制限、(d)特定のサービスセクターやサービス供給者での雇用人数、(e)サービスを提供する法人やジョイントベンチャーの形態の制限措置である[[23]](#footnote-23)。ただし、P4協定では、サービス貿易の拡大が目的とされるのだが、すべてのサービス貿易が自由化されるわけではない。第12条第3項において、その適用してはならない範囲が特定されており、(a)金融サービス、(b)政府調達によるサービス、(c)政府によって提供されるサービス、(d)締約国による補助金の交付、(e)締約国の労働市場にアクセスを求める自然人に影響する措置、(f)永遠の市民権や国籍などにかかわる措置、であり、航空輸送サービス（航空機の修理、航空輸送サービスの販売・マーケティングなどを除く）にも適用されてはならないとしている[[24]](#footnote-24)。しかも、適用してはならない金融サービスに関しては、付属書12・Aにおいて詳細な定義がなされており、保険業やそれにかかわる業務、銀行業やその他の金融サービス業、リースや証券業など、ほぼ全面的な金融業務が適用されてはならない範囲となっている[[25]](#footnote-25)。以上サービス貿易については、第12章であり、サービス業務にかかわる一時的なビジネス・パーソンの移動については、第13章において規定されている。

　P4協定では、第11章において規定されているが、政府調達も締約国に差別なく開かれなくてはならない。第11条第4項において、調達に当たっては、自国の産品・サービスや供給者に与える待遇と他の締約国の産品・サービスや供給者に与える待遇に差を設けてはならないとしている[[26]](#footnote-26)。これは中央政府機関のみならず、地方政府機関も含まれる。中央政府のみならず地方政府によって行われる公共事業における入札などは、透明性と公正性を保つために様々な詳細な規定が設けられている。

　貿易の自由化を図るためには、様々な非関税障壁を乗り越えて、貿易の円滑化を図らねばならない。こうした観点からP4協定を眺めると、「第5章　税関手続き」、「第7章　衛生植物検疫措置」、「第8章　貿易の技術的障壁」、「第9章　競争政策」などが、それと関連した規定ということができるだろう。

　税関手続きでは、通関手続きの円滑化を図らねばならない。税関の協力や関税評価の仕方、事前にどのように教示しておくか、あついは、貿易を促進するためにペーパーレスのシステムをどのように進めるのか、至急貨物の税関手続き、通関にあたってリスク管理をどう行うか、などの規定がある。

　第7章の衛生植物検疫措置とはなにか。それはたとえば、食品の安全性を確保するために安全基準を設定して検査を行うことや動植物についての病害虫の進入を防止するために実施する検査措置を言う。WTOでは、これが必要以上に貿易制限的にならないようにWTO衛生植物検疫協定において透明性の確保や衛生植物検疫委員会での協議というようなルールを定めている。

　P４協定第7章では、締約国間の協議の場としての委員会の設置や、照会に応える窓口の設置、病気などの発生を通報する手続きなど、協力の窓口を設けている。デイヴィッド・アダムソンは、次のようにして指摘している。「現行のTPPの動植物検疫・食品安全措置に関する第7章の規定のうちもっとも目新しいのは、加盟国の間での条件の違いを認めた上で、措置の同等性を認め、また地域主義を促進するための詳細な規定がおかれていることである。これらの条件の違いは、病害虫無発生地域決定と認定や輸入国の国内市場要件の受け入れを含む。加盟国それぞれの規制措置や国内基準が、将来変更されうることが織り込まれており、また、各国が輸入に際して動植物検疫や食品安全の見地から検査を行うこと、輸出国での加工・製造工程のチェックを行う権利も保障されている。こうした規定は、加盟国の現在および将来の国内基準が、他の加盟国によって承認される権利を保障するものである[[27]](#footnote-27)」。

　第8章の貿易の技術的障壁とは、どのようなものか。それは、強制規格、任意規格、あるいは適合性評価手続きなどによって、貿易に障壁を作り出すことをいう。強制規格とは、法令によって規格の遵守を義務付けることであるし、任意規格とは法令によって遵守が義務付けられてはいないことをいう。適合性評価手続きとは、そうした規格を満たしていることを決定するための手続きのことだが、WTOでは、こうした技術的障壁が国際貿易の不必要な障壁とならないよう、WTO貿易の技術的障壁協定において、障壁の排除、透明性の確保、国際規格の尊重などのルールを定めている。P4協定では、第8章において、締約国間の協議の場としての委員会の設置や当該委員会における規格作成に関する協力の枠組みを設けている。

　第9章の競争政策は、現代の貿易が、越境立地したサービス供給会社によって営まれることにかかわって、反競争的ビジネス行為を禁止し、貿易・投資の障害を除去することが必要との観点から規定されているといっていいだろう。WTOでは、特段競争に関するものはないが、貿易・投資の自由化によって実現される利益がカルテルなどの反競争的な行為によって阻害されることを防ぐには、各国で独占禁止法が適切に執行されることが必要であり、そのためには、競争にかかわる当局の効果的な協力が有益であるとの観点から規定されているといえるだろう。

　貿易救済（セーフガードなど）については、WTO貿易救済は、輸出国がどこであれ、輸入が急増した場合に、同じような産品を生産する国内産業に深刻な被害が生じたり、そのおそれがある場合に発動されると規定している。P4協定では、第6章で取り決めがなされているが、特段独自の規定を定めているわけではなく、WTO貿易救済協定の下での権利義務を再確認している。

　第10章では、知的財産権について取り決めがなされている。WTOの「知的財産権の貿易的側面に関する協定」（TRIPs; Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）が基本となっている。

　P4協定では、第16章に戦略的連携が規定された。締約国間の協力は、研究・科学・技術、教育、文化、1次産業の分野で行い、環太平洋戦略的経済連携委員会が定期会議を行うとしているが、TPPは、APECのFTAとその拡大という戦略的な意図をもっているところから、協力を通じたAPEC他地域への拡大が目指されているといえるだろう。

1. 米国は、新しいTPP協定をどのように創ろうと考えているのか

　TPPは、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4カ国が参加する自由貿易協定だが、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアが参加の意向を示し、現在24の作業部会において新たな協定を締結すべく議論が進められている。2011年2月1日の外務省が公表した資料によれば、「TPP交渉においては、現時点では24の作業部会が設置されているが、今後の交渉の進み具合によっては、作業部会の再編成がありうる[[28]](#footnote-28)」としている。この24の作業部会とは以下のものである。主席交渉官協議、市場アクセス（工業）、市場アクセス（繊維・衣料品）、市場アクセス（農業）、原産地規則、貿易円滑化、衛生植物検疫、技術的貿易障壁、貿易救済、政府調達、知的財産、競争政策、サービス（越境サービス）、サービス（金融）、サービス（電気通信）、サービス（商用関係者の移動）、電子商取引、投資、環境、労働、制度的事項、紛争解決、協力、分野横断的事項。この24作業部会でどのような協定が作成されようとしているかは、2011年2月末段階では、一切公表されてはいないが、予想されることは、P4協定の条文やTPP交渉参加国が最近締結したFTA条文などが基本となることは間違いない。外務省、財務省、農水省、経産省が、2011年1月24日にまとめた「TPPに関する各国との協議」では、基本的考え方を次の3点にまとめていた。「（１）アジア太平洋における高い水準の自由化が目標。このため、可能な限り、今まで締結した2国間FTAより高い水準の自由化を目指す。（２）TPPは、FTAの基本的な構成要素である、物品・サービスの市場アクセスのみではなく、非関税分野（投資、競争、知財、政府調達等）のルールつくりのほか、新しい分野（環境、労働、横断的課題等）を含む包括的協定として交渉されている。（３）条文の基礎となるのはP4協定及び既存の2国間FTAとなる可能性あり[[29]](#footnote-29)」というものだった。

　米国がこのTPP交渉の主導権を握っていることは明らかである。すでに米国は、新しくTPP参加交渉に臨むオーストラリア、ペルーとは、FTAを結んでいるし、P4協定国であるシンガポール、チリともFTAを結んでいる。新たなTPP協定を結ぶに当たって、米国はどのようなことを重視しているのだろうか。

まず、市場アクセスについての基本的考え方においては、「センシティブ品目については、原則として除外や再協議は認めず、長期の段階的関税撤廃といったアプローチによるべきという考え方が基本。[[30]](#footnote-30)」となっている。ここから判断されることは、たとえば日本がTPP交渉参加国になって協議に臨んだとして、日本の守るべき重要品目（センシティブ品目）については、自由化品目からはずという交渉は、きわめて難しいということだ。現在TPP交渉国は、ほぼ米国とFTAを結んでいる国である。それらの2国間FTAを越える高度な自由化ということになれば、日本のTPPへの参加は、高い自由化水準の日米FTAを成立させるに等しいということになるのは明確だ。

第2に、米国は、P4協定にはない、重要分野での協定成立を図っていることに注目しなければならないのだが、それは、金融と投資の分野であろう。2008年2月にブッシュ政権がTPPにおいて、サービス（金融）と投資の作業部会に参加の意思を示したことにそれは良く現れている。この自由化を望んでいるのは、米国だけではない。オーストラリア、シンガポールの金融業界が、賛意を示しており、P4協定国では、ニュージーランドが特異な位置を占めチリが金融機関、投資とサービスを規制し、資本移動へも制約を課しているが、新たなTPP交渉では、金融と投資の自由化を望む交渉各国に自由化路線を押し付けられることだろう。この自由化路線を展開させるに当たり、米国サービス産業連盟（CSI）が、規制当局者間の継続的な協議のやり方で、理想的なモデルとしてあげているのが、「日米規制改革および競争政策イニシャティブに基づく要望書」であるというのは、興味深い[[31]](#footnote-31)。なぜなら、1997年の年次改革要望書では、日本の金融ビッグバンについてふれ米国が日本の金融サービスについての規制緩和に満足の意を表明しているからである。いわく「米国政府は、日本政府がビッグバン計画の一環として金融市場の規制構造の改正・強化に努力していることを歓迎する[[32]](#footnote-32)」と。

第3に米国政府は、P4協定での条文を自国に有利に進めるために改変することを考えていることが注目されなければならない。その第1が知的財産権にかかわる条文である。P4協定では、第10章に定められているが、WTOで規定された諸原則、つまりTRIPS協定で定められた以上には何も規定していないに等しいものだが、米国は、TRIPS協定の保護水準を上回る規定を設けるべくたとえば、著作権産品の並行輸入の禁止、著作権の期間の延長、特許の保護規定の拡張、とりわけ、医薬品の特許期限の延長などが考えられる。米国が改変を考える第2は、衛生植物検疫と貿易の技術的障壁に関する条項だろう。オーストラリアとニュージーランドは、これまでかなり高い動植物の検疫や食品の安全をP4協定第7章と第8章によって保護してきたが、米国のTPP参加は、これらを危うくしかねないといわれる。米国通表代表部や農業団体が、厳しい残留農薬基準、動植物抗生物質の使用基準、あるいは、遺伝子組み換え使用・含有に関して強制表示制度を問題視しているからである[[33]](#footnote-33)。日本がTPPに参加すると、米国との貿易関係で、わが国の食の安全性を保てなくなる可能性があるといわれるのは同じ理由からだ。日本の食品安全措置を米国は、明確な非関税障壁だといって撤廃を要求しているからだ。たとえば、牛肉および牛肉製品について日本がBSE（牛海綿状脳症）にかかった牛の肉の流通防止のため、すべての月齢の特定危険部位の除去と21か月齢以上の場合には全頭検査を義務付けることとしている点、日本が米国の冷凍フライドポテトの輸入を大腸菌の存在を理由に時々拒絶している点、日本が食品添加物で25品目の添加物の審査・認可がなされていない点、日本が防かび剤のリスク評価を、収穫前とあとの2回行っている点、日本が農薬の次最大残留基準値を低く設定し、基準値を超える農産物の輸入を阻止している点、などがあげられている[[34]](#footnote-34)。

第4として、注目すべきは、P4協定では、あまり重視されては来なかった「環境」と「労働」であり、米国がオバマ政権になりブッシュ政権と異なる対応がみられるのか否かが問われているといえよう。環境に関しては、作業部会がもたれており、環境に関する国際ルールとして、FTAの中ではその保護のため次の6つの規定が盛り込まれてきたことがあった。（１）貿易。投資促進のための環境規制緩和の禁止、（２）高い環境保護水準の設定とその向上、（３）国際環境条約における義務の履行確保　（４）環境問題に関する締約国間の枠組み設置（評議会、委員会等）（５）国民参加の機会提供、（６）環境分野における協力。2011年2月時点では、どのような要素を盛り込むかについて議論が行われている段階だというが、P4協定では、（２）～（６）の内容が付属する協定として規定してあるに過ぎない[[35]](#footnote-35)。かつて、オバマ氏が大統領候補のとき、環境について、「われわれは、法的拘束力のある環境基準を追加することにより、特定の国の企業が環境を破壊することによって経済的な利益を得るようなことがないようにしなければならない」といっていた。

労働に関しても、作業部会がもたれており、労働に関する国際ルールとして、やはりFTAにおいて、国際労働機関（ILO）メンバーとしての義務を再確認するとともに、国内法の効果的な執行、貿易や投資を促進する目的で労働法を緩和すべきでないこと等を規定するケースがあるが、2011年2月時点では、どのような要素を盛り込むかについて議論が行われている段階だったという。P4協定では、協定本文に規定はなく、了解覚書を協定に付属させているにすぎない[[36]](#footnote-36)。かつて、オバマ氏がやはり大統領候補のとき、労働者の権利について、「われわれは、ILO（国連国際労働機関）で認められている団体交渉権やその他の核となる労働基準に関する権利の保護を、法的に拘束力のある義務として追加する。さらに、私は、実行可能な措置を、現在、発効しているNAFTA、WTO、CAFTAおよび他の自由貿易協定に追加する。労働者の権利は、商業的な利害を有する者の権利と同等のものであり、貿易協定上、その保護も同等であるべきである」といっていた。

Ⅲ　むすびにかえて

　　――TPPは、なぜ日本にとって「第3の構造改革」なのか

　冒頭述べたように、日本のTPP参加問題は、2010年10月1日の菅首相（当時）の所信表明演説にあった。首相は、TPP参加は、日本の「第3の開国」であるといったのだが、私は、橋本、小泉両首相による構造改革に次ぐ「第3の構造改革」になるだろうと考える。しかしなぜ「第3の構造改革」なのか。

　それをとく鍵は、2010年11月9日の閣議決定にある。「包括的経済連携に関する基本方針」は、TPPについて次のように位置づけた。「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）は、我が国と切れ目のないアジア太平洋地域を形成していく上で重要な構想であり、取り分け本年はAPEC議長として、同構想の実現に向けた道筋をつけるため強いリーダーシップを発揮することが必要である」「FTAAPに向けた道筋の中で唯一交渉が開始している環太平洋パートナーシップ（TPP）については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する[[37]](#footnote-37)」。かくして、菅総理大臣は、「経済連携交渉と国内対策の一体的実施」を行うとして、その分野を3つあげた。（１）農業、（２）人の移動、（３）規制制度改革である。

　私は、「第1の構造改革」は、橋本「改革」と考える。そこで行われた重要な「構造改革」の一つは、1998年5月に廃止された、「大規模小売店舗法」だった。この廃止によって、大規模小売店、つまり、スーパーマーケットや大型量販店が、地元の商店街などの意向を無視して進出自由となった。大商業資本の地域支配の貫徹である。二つ目が、やはり98年6月に成立した「金融システム改革法」（「金融システム改革のための関連法律の整備等に関する法律」）である。この法律の実現によって、日本の金融システムは、株式市場重視の米国型へとかなり傾いた。

　「第2の構造改革」はいうまでもなく、小泉「構造改革」である。ここで、実現したきわめて大きな制度改革は、労働市場にあった。2004年実施された派遣労働の製造業への解禁は、現在日本の非正規労働者を全労働者の3分の1にまで拡大し、賃金水準の下落傾向を推し進める力を労働市場に与えた。そして、小泉総理大臣が夢にまで見た優勢民営化法案が、あの劇的な衆議院解散のマジックによって、2005年に成立した。しかし、注意しなければならないのは、郵政民営化は道半ばということである。

　したがって、TPP参加とともに展開される「第3の構造改革」は、巨大企業の支配がいまだ貫徹していなかったり、公的システムがこの市場原理主義がはびこる中でもかろうじて維持されている分野がターゲットになるだろう。まず第1はいうまでもなく農業である。TPP参加によって受ける農業の苦境は、関税ゼロの農産物の自由な輸入によってだけもたらされるのではない。農業の大規模化・集約化の掛け声によって、農地の企業による所有が可能になる、農地法の「改正」が企てられるだろう。商社や大企業によるつまみ食い的農地所有によって、コメそのほかの農産物の輸出が食料自給率の低下とともに展開するだろう。

　第2が、医療である。閣議決定の国内対策の一体的実施の（２）にあげられたのは、看護師や介護福祉士の移動だが、これが医療分野全体の自由化の突破口となる可能性があるのだ。米国は、いままでも常に医療分野の自由化、利益追求型の病院の建設を望んできたし、薬価決定の自由化を要求してきた。TPPに参加すれば、米国の医療分野への自由化要求は、当然出てくるはずだ。

　第3は、いうまでもなく郵政民営化の完成である。米国は、郵便局や郵便事業に関心があるわけではない。ターゲットは、あくまで、ゆうちょ銀行とかんぽ生命の株の放出だ。米日の金融機関による取り合いが熾烈に演じられる可能性がでてくるのだ。

参照文献

・ジェーン・ケルシー編著、環太平洋経済問題研究会、農林中金総合研究所訳『異常な契約　――TPPの仮面を剥ぐ』農文協、2011年。

・進藤榮一・平川均編『東アジア共同体を設計する』日本経済評論社、2006年。

・進藤榮一・豊田隆・鈴木宣弘編『農が拓く東アジア共同体』日本経済評論社、2007年。

・外務省「TPP交渉の24作業部会において議論されている個別分野」平成23年2月1　　　　　　日。

・衆議院調査局。農林水産調査室訳「米国通商代表部の『2010年外国貿易障壁報告書』等について～農林水産関係を中心として～」平成22年12月。

・「米国政府の日本政府への年次改革要望書」1997年11月7日。

・外務省、財務省、農水省、経産省「TPPに関する各国との協議」平成23年1月24日。

・「包括的経済連携に関する基本方針」平成22年11月9日閣議決定。

・萩原伸次郎著『日本の構造「改革」とTPP』新日本出版社、2011年。

・萩原伸次郎著『TPP　第3の構造改革』かもがわ出版、2011年。

・萩原伸次郎監訳『2010米国経済白書』エコノミスト臨時増刊、毎日新聞社、2010年。

・萩原伸次郎監訳『2011米国経済白書』エコノミスト臨時増刊。毎日新聞社、2011年。

・萩原伸次郎監訳『2002米国経済白書』エコノミスト臨時増刊、毎日新聞社、2002年。

・Shinjiro Hagiwara, “Economic Integration in East Asia: Why We Need to Accelerate Regional Integration after the Economic Crisis of 2008-9” in *The World Review of Political Economy,* Vol.1, No.4,Winter 2010.

*・Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement*（TPPA）.

1. 『2011米国経済白書』エコノミスト臨時増刊、2011年5月23日号、毎日新聞社、42－3㌻。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 『2010米国経済白書』エコノミスト臨時増刊、2010年5月24日号、毎日新聞社、34㌻。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 『2011米国経済白書』エコノミスト臨時増刊、2011年5月23日号、毎日新聞社、98㌻。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 前掲訳書、106－108㌻。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 前掲訳書、107㌻。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 前掲訳書、112㌻。 [↑](#footnote-ref-6)
7. ナン・シーファート、ジェーン・ケルシー「TPPと金融部門の規制緩和」ジェーン・ケルシー編著、環太平洋経済問題研究会、農林中金総合研究所訳『異常な契約――TPPの仮面を剥ぐ』農文協、2011年６月、 [↑](#footnote-ref-7)
8. 『2002米国経済白書』エコノミスト臨時増刊、2002年6月3日号、毎日新聞社、 [↑](#footnote-ref-8)
9. 詳しくは、拙稿「米国の地域統合戦略とアジア――NAFTAと中国」進藤榮一・平川均編『東アジア共同体を設計する』日本経済評論社、2006年、拙稿「NAFTAと農業問題」進藤榮一・豊田豊・鈴木宣弘編『農が拓く東アジア共同体』日本経済評論社、2007年を参照。 [↑](#footnote-ref-9)
10. ホセ・エイルウィン「TPPと先住民族　――ラテン・アメリカの教訓」ジェーン・ケルシー編著、前掲訳書、87－88㌻。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 同上訳書、88－89㌻。 [↑](#footnote-ref-11)
12. 同上訳書、89㌻。 [↑](#footnote-ref-12)
13. 同上訳書、90㌻。 [↑](#footnote-ref-13)
14. アジアの経済統合についての理論的解釈として、Shinjiro Hagiwara, “Economic Integration in East Asia : Why We Need to Accelerate Regional Integration after the Economic Crisis of 2008-9?” in *The World Review of Political Economy,* Vol. 1, No. 4, Winter 2010を参照。 [↑](#footnote-ref-14)
15. 拙著『TPP　第3の構造改革』かもがわ出版、2011年、15－23㌻。 [↑](#footnote-ref-15)
16. ジェーン・ケルシー「序論」ジェーン・ケルシー編著、前掲訳書、18－19㌻。 [↑](#footnote-ref-16)
17. 同上訳書、62－63㌻。 [↑](#footnote-ref-17)
18. 同上訳書、72－74㌻。 [↑](#footnote-ref-18)
19. 概要については、拙著『日本の構造「改革」とTPP』新日本出版社、2011年、第5章、「3　TPPの概要」参照。 [↑](#footnote-ref-19)
20. Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement, p.3-2. [↑](#footnote-ref-20)
21. *Ibid.,* pp.3-5~3-6. [↑](#footnote-ref-21)
22. Ibid., p.12-2. [↑](#footnote-ref-22)
23. *Ibid.,* pp. 12-4~12-5. [↑](#footnote-ref-23)
24. *Ibid.,* pp.12-2~12-3. [↑](#footnote-ref-24)
25. *Ibid.*, pp.12-9~12-10. [↑](#footnote-ref-25)
26. *Ibid.,* p.11-3. [↑](#footnote-ref-26)
27. デイヴィッド・アダムソン「TPPと動植物検疫・食品安全問題」ジェーン・ケルシー編著、前掲訳書、156㌻。 [↑](#footnote-ref-27)
28. 外務省「TPP交渉の24作業部会において議論されている個別分野」平成23年2月1日、1㌻。 [↑](#footnote-ref-28)
29. 外務省、財務省、農水省、経産省「TPPに関する各国との協議」平成23年1月24日、2㌻。 [↑](#footnote-ref-29)
30. 同上。 [↑](#footnote-ref-30)
31. ナン・シーファート、ジェーン・ケルシー「TPPと金融部門の規制緩和」ジェーン・ケルシー編著、前掲訳書、278㌻の指摘。 [↑](#footnote-ref-31)
32. 「米国政府の日本政府への年次改革要望書」1997年11月7日参照。 [↑](#footnote-ref-32)
33. デイヴィッド・アダムソン「TPPと動植物検疫・食品安全問題」ジェーン・ケルシー編著、前掲訳書、第8章参照。 [↑](#footnote-ref-33)
34. 衆議院調査局・農林水産調査室訳「米国通表代表部の『2010年外国貿易障壁報告書』等について～農林水産関係を中心として～」平成22年12月の該当箇所より。 [↑](#footnote-ref-34)
35. 外務省、前掲、15㌻。 [↑](#footnote-ref-35)
36. 同上、16㌻。 [↑](#footnote-ref-36)
37. 「包括的経済連携に関する基本方針」平成22年11月9日、閣議決定より。 [↑](#footnote-ref-37)